

## 支給額フローチャートについて

下表に基づき、営業時間の短縮状況等に応じて、次ページ以降に掲載する「支給額フローチャート」を参照してください。

営業時間の短縮状況等	使用するフローチャート
酒類を提供せず、20時までに時短又は休業した場合	支給額フローチャート 【A】
21時(酒類提供は20時30分)までに時短した場合 ( <u>認証店に限る。</u> )	支給額フローチャート 【B】
「酒類を提供せず、20時までに時短」した日と 「21時(酒類提供は20時30分)までに時短」した日 が混在する場合( <u>認証店に限る。</u> )	支給額フローチャート 【C】

# 支給額フローチャート【A】 酒類を提供せず、20時までに時短又は休業した場合

中小企業か		
中小企業者の要件 (会社法人については以下のいずれかを満たすもの)		
主たる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下
※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと		

令和3年、令和2年又は平成31年の2月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか

- ① 7.5万円以下
- ② 7.5万円超～25万円
- ③ 25万円超

支給額	
3万円/日	【1】
支給額計算書は、様式1-2の上段を使用してください。	

売上高に応じて 3.1～10万円/日	【2】
10万円/日	
支給額計算書は、様式1-2の下段、様式1-4又は様式1-6を使用してください。	

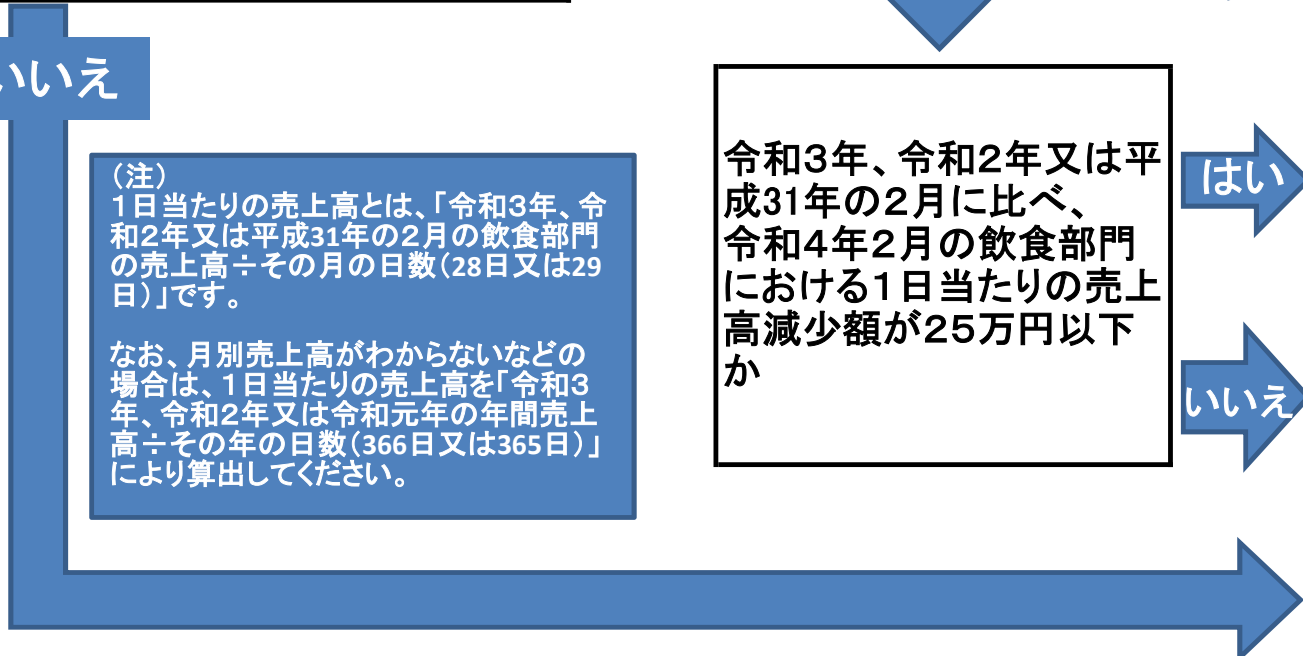
令和3年、令和2年又は平成31年の2月に比べ、令和4年2月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が25万円以下か

売上高減少額に応じて 10.1～20万円/日	【3】
売上高減少額に応じて 0～20万円/日	
支給額計算書は、様式1-3、様式1-5又は様式1-7を使用してください。	

いいえ

(注)  
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の2月の飲食部門の売上高÷その月の日数(28日又は29日)」です。

なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。



# 支給額フローチャート【B】 21時(酒類提供は20時30分)までに時短した場合(認証店に限る)

中小企業か		
中小企業者の要件 (会社法人については以下のいずれかを満たすもの)		
主たる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下
※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと		

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の2月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか
① 83,333円以下
② 83,333円超～25万円
③ 25万円超

①

支給額	
2.5万円/日	【1】
支給額計算書は、様式1-2の上段を使用してください。	

②

売上高に応じて 2.6～7.5万円/日	【2】
7.5万円/日	
支給額計算書は、様式1-2の下段、様式1-4又は様式1-6を使用してください。	

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の2月に比べ、令和4年2月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が18.75万円以下か
---

はい

売上高や売上高減少額に応じて 7.6～20万円/日	【3】
売上高や売上高減少額に応じて 0～20万円/日	
支給額計算書は、様式1-3、様式1-5又は様式1-7を使用してください。	

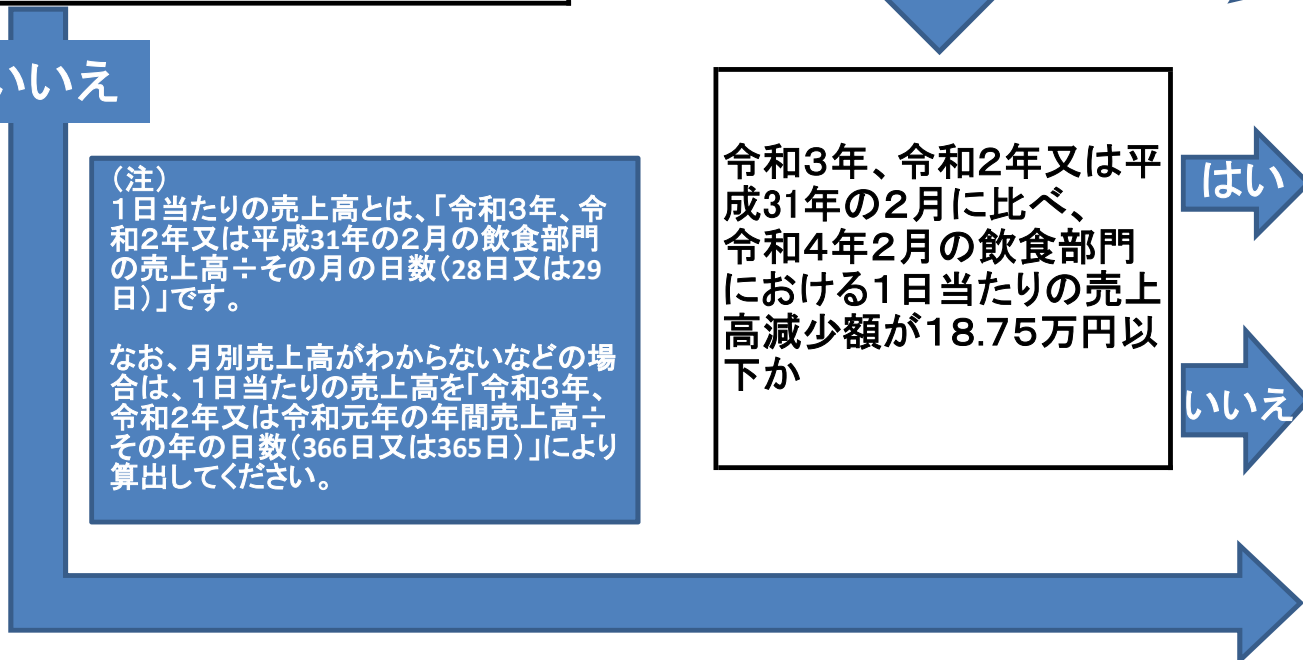
いいえ

いいえ

いいえ

(注)  
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の2月の飲食部門の売上高÷その月の日数(28日又は29日)」です。

なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。



# 支給額フローチャート【C】20時までと21時までの時短営業が混在する場合(認証店に限る)

中小企業か		
中小企業者の要件 (会社法人については以下のいずれかを満たすもの)		
主たる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下
※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと		

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の2月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか
① 7.5万円以下
② 7.5万円超～25万円
③ 25万円超

支給額	
2.5万円/日 又は 3万円/日	【1】  支給額計算書は、様式1-2の上段を使用してください。

いいえ

令和3年、令和2年又は平成31年の2月に比べ、令和4年2月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が
④ 18.75万円以下の場合
⑤ 25万円以上の場合

売上高に応じて 2.5～10万円/日	【2】  支給額計算書は、様式1-2の下段、様式1-4又は様式1-6を使用してください。
A: 10万円/日 又は B: 7.5万円/日	

【18.75万円超25万円未満の場合】 【2】売上高方式と【3】売上高減少額方式の金額をそれぞれ計算して比較してください。
④ 18.75万円以下の場合
⑤ 25万円以上の場合

売上高や売上高減少額に応じて 7.6～20万円/日	【3】  支給額計算書は、様式1-3、様式1-5又は様式1-7を使用してください。
売上高や売上高減少額に応じて 0～20万円/日	

(注)  
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の2月の飲食部門の売上高÷その月の日数(28日又は29日)」です。

なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」で算出してください。